

第11次鳥獣保護管理事業計画（案）及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ）（案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

みどり保全課 鳥獣対策・野生生物グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3212/FAX:087-806-0225

E-mail:midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

平成27年3月31日から平成27年4月30日までの1カ月間、第11次鳥獣保護管理事業計画（案）及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ）（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から1件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1件

〈提出されたご意見の数〉

1件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ）（案）に関すること	
イノシシは農業被害のみならず、人身被害も起きつつあるので積極的な捕獲と捕獲後の加工・販売を望む。捕獲後のシカは、食用肉としてだけでなく皮を使用するのもよいのでは。また、捕獲後の加工・販売等のルール等は充分か。	イノシシについては、狩猟での捕獲に加え、積極的な有害鳥獣捕獲等を推進します。また、捕獲したイノシシ及びニホンジカ個体の有効活用を推進するため、今年度、捕獲個体の資源化を進めるための調査を行う予定です。加工等のルールについては、平成24年4月に、捕獲された野生鳥獣を食肉として衛生的に処理するための考え方や管理方法をまとめた「香川県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」を作成しています。